

## 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2011年10月6日

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(※1)(以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、国に届け出ましたのでお知らせします。

### 防災業務計画の修正要旨

#### ・通報様式の変更

「原子力発電所の緊急時対策指針((社)日本電気協会発行)」(※2)の改定に伴い、原子力災害が発生した場合に、国や自治体へ発電所の状況等をお知らせするための通報様式を変更しました。

その他、国土交通省および牧之原市の組織改定に伴う部署名の変更等の反映を行いました。

※1 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。  
本計画は、毎年検討を加え、静岡県および御前崎市との協議を行い、必要に応じ修正をすることが義務づけられています。

※2 「原子力発電所の緊急時対策指針((社)日本電気協会発行)」は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者としての責務として求められる原子力事業者防災業務計画の作成、見直しについて、原子力事業者共通の基準や解釈を示した指針です。

以上